

省エネ基準適合性判定手数料(建築物省エネ法第 12 条、第 13 条関係)

床面積(※2)の合計	工場等(※1)		工場等以外	
	モデル建物法 (※3)	標準入力法等 (※4)	モデル建物法	標準入力法等
1,000 m ² 未満のもの	27,100 円	31,600 円	113,000 円	292,000 円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	38,500 円	44,000 円	149,000 円	378,000 円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	97,600 円	104,000 円	242,000 円	539,000 円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満のもの	147,000 円	154,000 円	317,000 円	664,000 円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満のもの	182,000 円	191,000 円	380,000 円	786,000 円
25,000 m ² 以上のもの	226,000 円	236,000 円	446,000 円	896,000 円

- ・増改築を行う場合は、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。
(既存部分の床面積は対象外)
- ・計画変更の適合性判定手数料は、新規申請の手数を基本とし、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。(100 円未満は切り捨て。)
- ・軽微変更該当証明書の交付事務手数料は、計画変更の手数料に準じ、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。

※1 工場等・・・建築基準法上の主たる用途が次のもの。

- 工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場
- 倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※2 床面積・・・新築、増築又は改築する非住宅部分の床面積

※3 モデル建物法・・・採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※4 標準入力法等・・・各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法